

開催案内

平成 22 年度

参加
無料

信書便制度説明会

～ 信書便の利用で経費削減・業務拡大を～

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成 15 年 4 月に信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者の信書便事業への参加が進んでいます。また、コンプライアンス(法令遵守)が厳しくなっている中、信書の送達は信書便事業者でなければ取り扱うことができません。

本説明会は、第 1 部で信書便制度とはどのようなものか、また信書便事業の現状等について、第 2 部で事業許可の申請手続き等について説明します。この機会に是非ご参加いただき、信書便事業とはどのようなものかご理解いただければと思います。

日時：平成 22 年 6 月 24 日(木) 14:00～16:30

会場：徳島第 2 地方合同庁舎 共用第 1 会議室(2F)

徳島市万代町 3 丁目 5

(内容)第 1 部(全参加者対象) 14:00～15:30

- ・ 信書便制度の概要
- ・ 信書便事業の現状とサービス(利用)事例

第 2 部(事業参加希望者対象) 15:40～16:30

- ・ 特定信書便事業の許可申請手続



(申込方法)

参加をご希望の方は、下記の申込書による F A X (089-936-5007) またはメールアドレス shikoku-shinshobin@soumu.go.jp に 6 / 17 (木) までにお申し込みください。なお、参加希望者が多い場合は制限させていただく場合がございます。

(問い合わせ先)

総務省 四国総合通信局 信書便監理官 山口 TEL 089-936-5031

「信書便制度説明会」参加申込書 (FAX : 089-936-5007)

参加	第 1 部 / 第 2 部
団体名	
連絡先	電話番号 住 所
参加者名	(所属・役職・氏名)

ご連絡いただきました氏名等の個人情報は、説明会への参加集約、ご連絡、資料送付以外には使用いたしません。